

群馬県教職員互助会役員、評議員及び職員の旅費支給規程

(昭和 46 年 3 月 31 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、群馬県教職員互助会第 16 条、第 17 条第 6 項及び第 18 条第 5 項の規定に基づき、役員、評議員及び職員（以下「役員等」という。）の旅費の支給に関し必要な事項を定める。

(旅費の基準及び取扱い)

第 2 条 役員等の旅費の基準及び取扱いについては、群馬県職員等の旅費に関する条例（昭和 38 年 4 月 1 日条例第 24 号）及び群馬県公立学校職員等の旅費に関する条例（昭和 31 年 9 月 29 日条例第 44 号）の規定を準用する。

附 則

この規定は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。